

公 告

大日本帝國行政法及び行政學の進歩を促さんも爲
斯學に關係を有する者協議の上 **大日本行政
學協會** を創立す其の創設の趣旨、規則、細則は
同會々誌第一號の首部に掲載したり依て規則第九
條に依り發起人に於て推薦したる諸君に之を郵
送す故に左の手續を履行せられんことを懇請す

明治二十九年五月十五日

大日本行政學協會 總代 **宇川盛三郎**

- 一 入會承諾の各位は會誌第二號印刷部數の都
合有之候に付入會申込證を至急送付相成度候事
- 二 入會申込と同時に創業費加入金として金拾
錢(郵券代用一割増)及び第一回分會費金拾錢
(同上)を送付相成度候事
- 三 創業費加入金負擔の各位は創立會員として
特別の禮待遇を受く其の方法は更に通知可致
候事
- 四 入會者は直に規則第七條の**質問權**を有す
質問者は其の質間に即答を求むるときは雜費
として一問題毎に金拾錢(郵券代用一割増)を
前納相成度候事
- 五 入會不承諾の方は直に本會誌を還附相成度
候事
但し會誌を以て解答するものには右の雜費
を要せず
- 六 创立會員は其の地方に於ける斯道に關係を
有する者(職務上、好學上)を推薦せらるゝと
きは其の住所、身分、職業、氏名を至急報告相
成度候事

入會申込証

- 一 住所
- 二 氏名
- 三 身分及ヒ職業
- 四 名譽職務
- 五 年齢
- 六 申込年月日

入會者氏名印

大日本行政學協會發起人總代宇川盛三郎殿

特別會員

(イロハ順)

西江榎小前矢山楠高田芳加渡渡小小大花市伊
園木本崎田野縣本田口川藤邊邊野幡隈房原藤
英篤
千武弘正文有正早卯顯弘洪國二次重義盛博
望之揚道名雄朋隆苗吉正之基武郎郎信質宏文

大日本行政學協會